

医療従事者の賃金改善について

当院は外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)を算定しています。

初診料加算：23 点

再診料加算： 6 点

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

- ・算定対象：初診時・再診時
- ・対象職員：医師を除く当院に勤務する全職員（看護師・医療事務・検査技師・リハビリ職員・薬剤師・事務職員 等）

※令和 8 年改定により 40 歳未満の勤務医も対象に追加されました。

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和 8 年 6 月 1 日



福岡歯科大学
医科歯科総合病院
FUKUOKA DENTAL COLLEGE
Medical & Dental Hospital